

## 4. 自然災害復旧事業に関する財政措置の強化について

北信越部会提出

説明担当 飯田市

平成25年9月15、16日に当地域を襲った台風18号による災害は、伊那市において約7億1千万円、飯田市では約8億6千万円の災害復旧費が必要となりました。

災害復旧費の財源は、災害の規模、復旧内容等により国庫補助金及び地方債により手当されるほか、特別交付税等により措置されています。

近年は、伊那谷特有の急峻な地形等の影響や短時間で集中的な強雨による自然災害が多発しており、これらの災害は、国庫補助事業対象外や地方債を充当することができない排土や風倒木の除去といった比較的小規模な復旧箇所が多くなっているのが現状であります。

排土や風倒木の除去は、市民生活に直結し、即時対応が必要であり、しかもその財源はすべて一般財源で対応しなければなりません。

また、今回の災害では10月4日に農地等については激甚災害指定されたところですが、道路や河川等の公共施設については激甚災害指定されていない状況であります。

激甚災害指定は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定により、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準により指定されていますが、公共土木施設災害復旧事業と農地災害復旧事業とでは、要件が異なっており、要因が同じでも、今回のように指定される区分が異なることがあります。

よって、国におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 市民生活の復旧に直接影響する排土や風倒木の除去といった小規模な災害復旧事業へも財政措置を行うこと。
- 2 公共土木施設災害復旧事業と農地災害復旧事業との要件を同一にするなど、激甚災害指定の要件を見直すこと。